

国定公園事業取扱要領

第1 (通則)

自然公園法（昭和32年法律第161号。以下「法」という。）第10条の規定による国定公園に関する公園事業（以下「国定公園事業」という。）の執行（以下「事業の執行」という。）に関しては、自然公園法施行令（昭和32年政令第298号。以下「令」という。）及び自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号。以下「規則」という。）の規定によるもののほか、この要領の定めるところによる。

第2 (事業執行に関する申請内容の事前指導)

事業の執行に関し相談を受けたときは、事業執行の内容及び申請書若しくは協議書（以下「申請書等」という。）又は届出書の内容が、法、令、規則及びこの要領に照らし適切なものとなるよう指導に努めるものとする。なお、指導に際しては、愛媛県行政手続条例（平成7年条例第48号）第30条から34条までの規定に留意するものとする。

第3 (事業の執行に係る申請等の様式)

国定公園事業の執行に係る申請、協議、届出及び報告は国立公園事業取扱要領（平成17年10月1日実施）に規定する様式に準じて行うものとする。この場合において、各様式中次の表の左欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

国立公園	国定公園
環境大臣	愛媛県知事
地方環境事務所長	愛媛県知事
国立公園事業	国定公園事業
自然公園法第9条第3項（第2項）	自然公園法第10条第3項（第2項）
自然公園法施行令（第16条において準用する）第○条	自然公園法施行令第17条において準用する同令（第16条において準用する）第○条
自然公園法施行令第11条	自然公園法施行令第17条において準用する第11条

第4 (事業執行に関する申請書等又は届出書の審査)

愛媛県県民環境部長（以下「県民環境部長」という。）は、申請者若しくは協議者（以下「申請者等」という。）又は届出者から事業の執行に関する申請書等又は届出書が提出されたときは、必要提出書類の有無を確認し、不備又

は不足するものがある場合には、相当の期間を定め、申請者等又は届出者に補正させた上で、この要領に定める審査事項について審査し、原則として標準処理期間内に処理するものとする。ただし、申請書等の内容の不備その他により指導を要する場合はこの限りでない。

第5 (事業執行に関する認可に際しての条件等)

- 1 令第17条において準用する令第9条の規定による条件は、付された条件が履行されない場合は令第17条において準用する令第14条第2項の規定により認可を取り消すことができることから、具体的かつ分かりやすい表現を用い、原則として国立公園事業取扱要領の別表に掲げる例文(以下「例文」という。)に準じて付すものとする。ただし、安全又は快適性の確保等利用の観点から施設の管理等に関して付す条件については、必要に応じ例文にかかわらず適切なものを付すことができる。
- 2 公共団体の行う事業の執行に係る同意に際しては、例文に準じた留意事項を付すことができるものとする。ただし、事業の執行に際して必要不可欠な事項については、留意事項の付加によらず、協議内容の変更を求めることとし、当該変更が行われない場合にあっては、当該協議に同意しないものとする。

第6 (拒否の処分又は不同意に当たっての理由の提示)

- 1 事業の執行に関する申請を拒否する処分を行う場合には、行政手続法(平成5年法律第88号)第8条の規定により、処分の内容を通知する書面(以下「指令書」という。)にその理由を記載するものとする。
- 2 公共団体の行う事業の執行に同意しない場合には、行政手続法第8条の規定に準じ、回答を通知する書面(以下「回答書」という。)にその理由を記載するものとする。

第7 (執行認可申請書又は執行協議書の様式)

令第17条において準用する令第3条第1項(令第16条において準用する場合を含む。)に規定する事業の執行の認可の申請書又は執行の協議書(以下「執行認可申請書等」という。)は、国立公園事業取扱要領様式第1に準ずるものとする。

第8 (執行認可申請書等の記載事項)

執行認可申請書等の記載事項のうち、「施設の規模及び構造」については国立公園事業取扱要領に定める記載事項に準ずるものとし、「施設の管理又は経営の方法の概要」については次の事項を記載するものとする。

- (1) 直営又は委託の別
- (2) 料金徴収の有無
- (3) 通年供用又は季節供用の別

第9 (執行認可申請書等についての審査事項)

県民環境部長は、執行認可申請書等に関し、次に掲げる事項について審査するものとする。

- (1) 国定公園に関する公園計画（以下「国定公園計画」という。）及び国定公園事業の決定内容との整合性
- (2) 行為地及び行為地周辺の状況
- (3) 申請人の資産状況及び執行能力
- (4) 当該申請に係る事業施設の管理又は経営方法の適否
- (5) 当該申請に係る事業執行の必要性及びその効果
- (6) 当該申請に係る事業執行が風致、景観又は風景に及ぼす支障の有無
- (7) 土地所有者の諾否
- (8) 自然公園法違反の有無
- (9) その他認可又は同意の判断に必要な事項

第10 (執行の認可又は同意の基準)

1 国定公園事業の執行の認可又は同意は、次に掲げる要件に適合するものに行うものとする。

- (1) 当該事業の執行内容が、国定公園計画及び国定公園事業の決定内容に適合すること。
- (2) 附帯施設がある場合には、当該附帯施設が「国立公園事業の執行に係る付帯施設の取扱いについて」（平成3年7月5日付け環自計第128号及び環自国第385号自然保護局長通知）に適合するものであること。
- (3) 事業の執行により、保護のための施設に関する事業にあっては国定公園の保護上の効果、利用のための施設に関する事業（以下「利用施設事業」という。）にあっては国定公園の利用上の効果がそれぞれ認められるものであるとともに、事業の執行がそれぞれ国定公園の利用又は保護に支障を及ぼすものでないこと。
- (4) 利用施設事業については、特定の団体又はその構成員等の使用を目的とするものでないこと。
- (5) 施設の構造及び設備に関し、安全性が十分確保されていること。
- (6) 利用施設事業については、施設の構造及び設備に関し、利用上の快適性に十分配慮されていること。
- (7) 施設の管理又は経営の方法が適切であること。
- (8) 国定公園事業の執行者が十分な事業執行能力を有していること。
- (9) 当該事業の執行が、他の法令の規定により免許、許可、認可その他の処分を要するものであるときは、その処分が得られる見込みがあること。
- (10) 当該申請につき、工事等を伴う場合であって当該工事について他

の法令の規定により許可、確認その他の処分を要するものであるときは、その処分が得られる見込みがあること。

- 2 1の定めは、行政手続法第5条第1項に規定する審査基準及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第250条の2第1項に規定する許認可等の基準として取り扱うこととし、行政手続法第5条第3項及び地方自治法第250条の2第1項の規定により、愛媛県県民環境部環境局自然保護課（以下「自然保護課」という。）において備付けその他の適当な方法により公表するものとする。

第11 （施設の利用者数の報告の様式）

施設の利用者数を報告する旨の条件が付された場合における当該報告の様式は、国立公園事業取扱要領様式第2に準ずるものとする。

第12 （供用開始期日の指定）

- 1 令第17条において準用する令第4条第1項（令第6条第2項において準用する場合を含む。）の規定による施設の供用を開始すべき期日の指定は、原則として事業の執行の認可に当たり、又は事業の執行の認可事項変更承認のうち最大宿泊者数の変更等当該国定公園の利用に相当程度の影響が生じると認められる事項の変更承認に当たり行うものとする。
- 2 施設の供用開始期日の指定は、指令書に付記して行うものとし、原則として例文に準ずるものとする。
- 3 令第16条において準用する令第4条第1項（令第6条第2項において準用する場合を含む。）を令第17条において準用する場合も同様に取り扱うものとする。

第13 （供用開始期日の延期の承認申請書又は協議書の様式）

規則第9条において準用する規則第2条（規則第8条において準用する場合を含む。）に規定する施設の供用開始期日の延期に係る承認申請書又は協議書（以下「供用開始期日延期承認申請書等」という。）は、国立公園事業取扱要領様式第3に準ずるものとする。

第14 （供用開始期日延期承認申請書等についての審査事項等）

県民環境部長は、供用開始期日延期承認申請書等に関し、次に掲げる事項について審査するものとする。

- (1) 当該申請又は協議に係る期日の延期の必要性
- (2) 当該申請又は協議に係る期日の延期による国定公園の利用上の支障の有無
- (3) その他承認又は同意の適否の判断に必要な事項

第15 （供用開始期日延期の承認の基準）

- 1 施設の供用開始期日の延期に係る承認又は同意は、次に掲げる要件に適合するものに行うものとする。
 - (1) 期日の延期がやむを得ないと認められる事情によるものであること。
 - (2) 期日の延期により国定公園の利用上重大な支障が生じるおそれのないものであること。
 - (3) 延期後の期日までに供用を開始することが確実であること。
- 2 延期後の施設の供用開始期日については、原則として従前の供用開始期日から起算して一年を超えない範囲で定めるものとする。ただし、特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。
- 3 1の定めは、行政手続法第5条第1項に規定する審査基準及び地方自治法第250条の2第1項に規定する許認可等の基準として取り扱うこととし、行政手続法第5条第3項及び地方自治法第250条の2第1項の規定により、自然保護課において備付けその他の適当な方法により公表するものとする。

第16 (延期後の供用開始期日の指定方法)

施設の供用開始期日の延期は、延期された期日を指定し、指令書又は回答書に付記して行うものとし、原則として例文に準ずるものとする。

第17 (認可事項変更承認申請書又は同意事項変更協議書の様式)

規則第9条において準用する規則第3条第1項の規定による事業の執行認可事項の変更承認申請書又は同意事項変更協議書(以下「施設変更等承認申請書等」という。)は、国立公園事業取扱要領様式第4に準ずるものとする。

第18 (施設変更等承認申請書等の添付書類)

施設の位置又は施設の規模及び構造の変更に係る施設変更等承認申請書等には、規則第9条において準用する規則第1条第1号から第5号まで、第10号及び第11号(令第16条において準用する場合を除く。)並びに第12号に掲げる書類のうち変更の内容に係るものを添えるものとする。

第19 (施設変更等承認申請書等についての審査事項)

県民環境部長は、施設変更等承認申請書等について第9各号に掲げる事項について審査するものとする。

第20 (認可事項変更承認又は同意事項の変更の同意の基準)

- 1 事業の執行の認可事項変更承認又は同意事項の変更の同意は、変更の内容が第10の1に掲げる要件に適合するものに行うものとする。
- 2 1の定めは、行政手続法第5条第1項に規定する審査基準及び地方自治法第250条の2第1項に規定する許認可等の基準として取り扱うこと

とし、行政手続法第5条第3項及び地方自治法第250条の2第1項の規定により、自然保護課において備付けその他の適当な方法により公表するものとする。

第21 (休止又は廃止に係る承認申請書又は届出書の様式)

規則第9条において準用する規則第5条の規定による国定公園事業の休止若しくは廃止に係る承認申請書又は規則第9条において準用する第5条(規則第8条において準用する場合を含む。)の規定による国定公園事業の休止若しくは廃止に係る届出書は、国立公園事業取扱要領様式第5に準ずるものとする。

第22 (休止又は廃止に係る承認申請書についての審査事項)

県民環境部長は、休止又は廃止に係る承認申請書について次に掲げる事項について審査するものとする。

- (1) 当該申請に係る休止又は廃止の必要性
- (2) 当該申請に係る休止又は廃止による国定公園の保護又は利用上の支障の有無
- (3) その他承認の適否の判断に必要な事項

第23 (休止又は廃止に係る承認の基準)

1 国定公園事業の休止又は廃止の承認は、次に掲げる要件に適合するものに行うものとする。

- (1) 休止又は廃止がやむを得ないと認められる事情によるものであること。
- (2) 休止又は廃止により国定公園の保護又は利用上重大な支障が生じるおそれのないものであること。
- (3) 休止については、休止の予定期間終了後、施設の供用を再開することが確実であるとともに、休止期間中、施設の管理が適切に行われるものであること。
- (4) 廃止については、廃止後、施設の撤去等により国定公園の保護又は利用上支障が生じないよう措置がとられるものであること。

2 1の定めは、行政手続法第5条第1項に規定する審査基準として取り扱うこととし、同条第3項の規定により、自然保護課において備付けその他の適当な方法により公表するものとする。

第24 (譲渡承継に係る承認申請書又は届出書の様式)

規則第9条において準用する規則第6条第1項の規定による国定公園事業者たる地位の譲渡承継(以下「譲渡承継」という。)に係る承認申請書又は規則第9条において準用する規則第6条第1項(規則第8条において準用する場合を含む。)の規定による国定公園事業者たる地位の譲渡承継に係る届出書

は、国立公園事業取扱要領様式第6に準ずるものとする。

第25 (譲渡承継に係る承認申請書についての審査事項等)

県民環境部長は、譲渡承継に係る承認申請書について次の各号に掲げる事項について審査するものとする。

- (1) 当該申請に係る譲渡承継の必要性
- (2) 当該申請に係る譲渡承継により生じる国立公園の保護又は利用上の支障の有無
- (3) その他承認の適否の判断に必要な事項

なお、譲渡承継に伴って当該事業施設である財産の移転が行われる場合は、譲渡承継の承認を受けた後に当該財産を移転するよう指導するものとする。

第26 (譲渡承継の承認の基準)

- 1 譲渡承継の承認は、次に掲げる要件に適合するものに行うものとする。
 - (1) 経済的又は社会的事情により譲渡人の国立公園事業の執行の継続が困難と認められ、又は譲渡承継により国立公園の利用上の効果が高められると認められるものであること。
 - (2) 利用施設事業については、譲渡承継後に特定の団体又はその構成員等の使用を目的とするものでないこと。
 - (3) 利用施設事業については、譲渡承継後に利用上の安全性及び快適性を確保するため適切に管理又は経営がなされるものであること。
 - (4) 前号に掲げるもののほか、譲渡承継後の施設の管理又は経営の方法が適切であること。
 - (5) 譲受人の事業執行能力が確実であること。
 - (6) 他の法令の規定により免許、許可、認可その他の処分を要するときは、当該処分を受けた者の地位を譲受人が譲渡人から承継し、又は新たに得る確実な見込みがあること。
- 2 1の定めは、行政手続法第5条第1項に規定する審査基準として取り扱うこととし、同条第3項の規定により、自然保護課において備付けその他の適当な方法により公表するものとする。

第27 (国立公園事業に係る届出の様式)

次の各号に掲げる国立公園事業に係る届出は、当該各号に定める様式に準ずるものとする。

- (1) 令第17条において準用する令第11条の規定による相続による地位の承継届—国立公園事業取扱要領様式第7
- (2) 令第17条において準用する令第11条(令第16条において準用する場合を含む。)の規定による合併による地位の承継届—国立公園事業取扱要領様式第8
- (3) 令第17条において準用する令第11条(令第16条において準用する

場合を含む。)の規定による分割による地位の承継届—国立公園事業取扱要領様式第9

- (4) 規則第9条において準用する規則第7条第1項第1号(規則第8条において準用する場合を含む。)の規定による住所又は氏名(法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地又は名称)の変更届—国立公園事業取扱要領様式第10
- (5) 規則第9条において準用する規則第7条第1項第2号の規定による法人の設立届—国立公園事業取扱要領様式第11
- (6) 規則第9条において準用する規則第7条第1項第3号(規則第8条において準用する場合を含む。)の規定による施設の供用の再開届—国立公園事業取扱要領様式第12
- (7) 規則第9条において準用する規則第7条第1項第4号(規則第8条において準用する場合を含む。)の規定による国定公園事業の休止又は廃届—国立公園事業取扱要領様式第13
- (8) 規則第9条において準用する規則第7条第1項第5号(規則第8条において準用する場合を含む。)の規定による譲渡承継届—国立公園事業取扱要領様式第14

第28 (職員による立入検査等)

- 1 県民環境部長は、令第17条において準用する令第12条第1項(令第16条において準用する場合を含む。)の規定による立入り、検査又は質問を管下の職員に行わせる必要があると認めるときは、当該職員に対し、立入り、検査又は質問の実施を指示する知事の指示書を交付するものとする。
- 2 当該職員は、立入り、検査又は質問を行う場合は、令第17条において準用する令第12条第2項(令第16条において準用する場合を含む。)に規定する身分を示す証明書とともに1の指示書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第29 (施設の管理又は経営の方法の届出の様式)

令第17条において準用する令第5条(令第16条において準用する場合を含む。)の規定による施設の管理又は経営の方法の届出は国立公園事業取扱要領様式第15に準ずるものとし、施設の管理又は経営の方法の変更の届出は国立公園事業取扱要領様式第16に準ずるものとする。

第30 (施設又はその管理若しくは経営の方法の改善命令)

- 1 令第17条において準用する令第13条の規定による施設又はその管理若しくは経営の方法の改善命令は、国定公園事業に係る施設又はその管理若しくは経営方法が、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 施設又はその管理若しくは経営方法が国定公園事業として不適当と認められるとき。
 - (2) その他当該地区の自然状況及び利用状況の変化等により施設又はその管理若しくは経営方法を改善することが適当と認められるとき。
- 2 施設又はその管理若しくは経営の方法の改善を命ずる場合には、行政手続法第 29 条から第 31 条までの規定により、弁明の機会を付与するものとし、処分に当たっては、行政手続法第 14 条の規定により指令書にその理由を記載するものとする。

第 31 (県の機関の執行する国定公園事業の取扱)

県の機関が執行する国定公園事業については、法第 10 条第 2 項に規定する公共団体の執行する国定公園事業について令、規則及びこの要領の定めるところに準じて取り扱うものとする。

第 32 (違反行為の防止方法)

県民環境部長は、次に掲げる方法により国定公園事業の執行に関する違反行為の防止に努めるものとする。

- (1) 国定公園事業者に対し、法令の趣旨及び規定の内容を機会あるごとに周知させること。
- (2) 巡視を励行すること。
- (3) 申請者等に対し、当該申請に係る処分を受ける以前に工事等に着手しないよう指導すること。
- (4) 認可若しくは承認を受けた事項、同意を得た事項若しくは届出のあった事項又は認可に当たり付した条件を確実に履行するよう指導すること。

第 33 (違反行為に対する措置)

県民環境部長は、国定公園事業に係る違反行為を発見したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。なお、違反処理に当たっては、指導等の記録に努めることとし、最終の処理は文書により行うものとする。

- (1) 当該違反行為の中止を勧告するとともに、必要事項を調査の上できるだけ速やかに当該違反行為の内容、状況及び当該違反行為の処理に関する意見を県民環境部長に報告し、意見を伺うこと。
- (2) 当該違反行為が同時に他の法令にも違反する場合には、速やかに当該法令に係る関係行政庁に連絡すること。

第 34 (認可の取消しに当たっての聴聞手続等)

令第 17 条において準用する令第 14 条第 2 項の規定により国定公園事業の執行の認可を取り消す場合には、行政手続法第 15 条から第 28 条までの規定により聴聞を行うとともに、処分に当たっては、行政手続法第 14 条の規定により指令書にその理由を記載するものとする。

第 35 (原状回復命令に当たっての手續)

令第 17 条において準用する令第 15 条の規定により原状回復等を命ずる場合には、行政手続法第 29 条から第 31 条までの規定により弁明の機会を付与するものとし、処分にあたっては、行政手続法第 14 条の規定により指令書にその理由を記載するものとする。

第 36 (不認可等に係る指令書の交付の取扱い)

次に掲げる処分に係る指令書の交付にあたっては、処分の内容を名あて人に確実に伝達するとともに、処分のあったことを知った日を明確にするため、当該指令書を直接名あて人に交付の上、捺印のある受領書を受ける、又は配達証明扱いで郵送することにより交付することとする。

- (1) 法第 10 条第 2 項の規定による執行の不同意
- (2) 法第 10 条第 3 項の規定による執行の不認可
- (3) 令第 17 条において準用する令第 4 条第 2 項(令第 16 条において準用する場合を含む。)の規定による施設の供用開始期日の延期の不承認又は不同意
- (4) 令第 17 条において準用する令第 6 条第 1 項(令第 16 条において準用する場合を含む。)の規定による執行認可事項の変更の不承認又は不同意
- (5) 令第 17 条において準用する令第 7 条の規定による事業の休止又は廃止の不承認
- (6) 令第 17 条において準用する令第 8 条の規定による譲渡承継の不承認
- (7) 令第 17 条において準用する令第 13 条の規定による事業の施設又はその管理若しくは経営の方法の改善命令
- (8) 令第 17 条において準用する令第 14 条第 2 項の規定による執行の認可の取消し
- (9) 令第 17 条において準用する令第 15 条の規定による原状回復命令

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。